

物品売払仕様書

釧路海上保安部

1 件 名

プロペラ 1 式ほか 1 点売払（単価契約）

2 売払物品及び引渡場所

（1）売払物品

①プロペラ 1 式

- ・規格等：アルミニウム青銅鑄物プロペラ翼×8 枚
- ・プロペラ総重量：約 7,600kg（プロペラ翼 1 枚あたりの重量：約 950kg）
- ・木枠（約 190cm(W)×約 160cm(D)×約 90cm(H)）で 1 枚ずつ梱包済

②減圧タンク 1 個

- ・規格等：ステンレス製 NHC-204 型可搬式再圧タンク（(株) 中村鐵工所）
- ・総重量：約 130kg

（2）引渡場所

①〒085-0842

北海道釧路市米町 2 丁目 9-15 釧路埼灯台

②〒085-0842

北海道釧路市港町 1-15 船員詰所

3 履行期限及び引渡方法等

（1）履行期限（代金納付期限） 令和 7 年 12 月 26 日

（2）売払物品の所有権は、第一管区海上保安本部歳入徴収官が発行する納入告知書により買受人が売買代金を納入したときに移転することとし、所有権移転後に当該物品を引き渡すものとする。

なお、売払金額は、1kg 当たりの単価（小数点第 2 位以下切上げ）にて売払うものとする。

また、買受人が売買代金を納入するにあたり、納入告知書には期限が設定されているので十分に留意すること。

（3）買受人は、物品の引渡しを受けたときは、別途指示する様式の受領書（物品受領書）を釧路海上保安部へ提出すること。

（4）物品の引取に要する経費は、全て買受人の負担とする。

4 数量の確定

（1）売払物品は予定数量であるため、契約締結後、買受人にて売払物品を一時引取り、計量等を行い、数量を確定させた後、計量結果等を買受人から釧路海上保安部へ報告すること。

預かっている売払物品は所有権が移転するまでの間、買受人の責任において適正に管理すること。

（2）買受人は、物品の一時引取りをする際、別途指示する様式の預り書を釧路海上保

安部へ提出すること。

5 買受人に求められる附帯作業

プロペラを梱包している木枠、シート類及びロープ等については、買受人が回収し関係法令を遵守のうえ適正に処分すること。

6 その他

(1) その他詳細については、担当職員の指示に従うこと。

(2) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。